

委託業務処理要領

後志合同庁舎排水設備清掃業務については、この要領に定めるところにより処理するものとする。

1 実施時期

令和8年5月及び11月

2 業務処理計画書の提出

業務処理にあたり、あらかじめ実施日時、実施箇所等を記載した「業務処理計画書」を業務実施の事前に業務担当員に提出する。

3 業務の内容

(1) 実施方法

ア 清掃の対象物

名称	数量
排水管（直径 40～50mm）	689m
排水管（直径 65mm）	136m
排水管（直径 80mm）	308m
排水管（直径 100mm）	342m
排水管（直径 150mm）	345m
マンホール	34 個
大便器（枝管含む）	23 個
小便器（枝管含む）	18 個
洗面・流し（枝管含む）	96 個
洗濯機排水（枝管含む）	1 個
犬舎排水（流し1、床排水1、掃除口1）	—
雑排水槽（3立方メートル）	1 槽
汚水槽（5立方メートル）	1 槽
雨水槽（12立方メートル）	2 槽

イ 排水槽等は、槽内の汚水及び残留物質を排除のうえ、消毒消臭する。

ウ 流入管、排水ポンプ等は、付着した物質を除去する。

エ 排水本管を点検し、汚水状況を確認する。

オ 排水枝管、通気管及び阻集器は、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒消臭する。なお、排水枝管は原則として、薬品及び高压洗浄により清掃する。

カ 作業終了後は周囲を清掃し、放流テストを行う。

(2) 報告書の提出について

作業終了後、15日以内に作業結果について業務担当員に報告する。

4 その他

この要領は、作業の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な部分で委託者が建物の管理上必要と認めた作業は、委託者の指示に従って実施するものとする。